

# 一般社団法人臨床心理福祉協会 あすぴれんと 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 当法人は、一般社団法人臨床心理福祉協会あすぴれんとと称する。

2 当法人の英語による表記は「Clinical Psychology and Welfare Association Aspirant」と称し、略称を「CPWAA」とする。

### (事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を千葉県千葉市に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。これを変更または廃止する場合も同様とする。

### (目的)

第3条 当法人は臨床心理学的視点を以て心の健康と福祉の増進を目指し、個々人が地域社会の中でつながりを持ち、他の人と分け隔てなく、自由、かつ大志を抱いて生活できるようになることを目的とする。

### (事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、以下の事業を行う。

- (1) 市民を対象としたカウンセリング事業
- (2) セルフケア・自己研鑽・自立支援を目的とした教育・研修・サポート事業
- (3) 心身の健康維持・増進を目的とした調査・研究並びにコンサルティング事業
- (4) 教育機関・医療機関などの他職種や地域資源との連携により、心理諸科学に関する学術振興を図るとともに、多様な支援ネットワークを構築する事業
- (5) 心理に関する講演の企画・運営・講師の派遣事業
- (6) 心理に関する教材等の制作と販売の事業
- (7) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

### (公告の方法)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 会員

### (入会)

第6条 当法人の会員は次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の理念に賛同し、事業に参画できる個人
- (2) 一般会員 当法人の提供するサービスを受けることを目的とする個人
- (3) 賛助会員 当法人の理念に賛同する個人又は団体

2 正会員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。その他の会員については、当法人所定の様式による申込みを行った時点で入会となる。

3 社員としての議決権を有するのは正会員のみとする。

### (会費)

第7条 会員は、別途理事会の定めるところにより、会費を納入しなければならない。

- 1) 年会費は総会において定める。
- 2) 既納の会費、その他の拠出金は返還しない。

### (退会)

第8条 会員は、別に定める退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

2 退会に際して、未納会費がある場合は、その全額を納入しなければならない。

### (除名)

第9条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、法人法第49条第2項に定める社員総会の決議によりその会員を除名することができる。

### (会員の資格喪失)

第10条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総正会員の同意があったとき。

(会員名簿)

第11条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

### 第3章 総会

(構成)

第12条 総会は、正会員をもって構成する。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の選任又は解任
- (3) 監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第14条 当法人の総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎事業年度の終了後2か月以内に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。代表理事に事故等による支障があるときは、副理事長がこれを招集する。

(議長)

第16条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

(定数)

第17条 総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席で成立する。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(議決)

第19条 総会の議事は、出席した正会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところとする。

2 法人法第49条第2項の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(書面による表決)

第20条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法及び電磁的記録をもって議決権を行使することができる。または、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及びその総会において選任された議事録署名人2名が押印または記名押印して、総会の日から5年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

## 第4章 役員

(役員)

第22条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上21名以内
  - (2) 監事 3名以内
  - (3) 代表理事 3名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長、2名以内の副理事長を置く。
- 3 前項の理事長及び副理事長をもって法人法上の代表理事とする。
- 4 理事のうちから、専務理事及び常務理事を若干名置くことができる。
- 5 専務理事及び常務理事をもって、法人法上の業務を執行する理事(以下「業務執行理事」という。)とするほか、必要に応じ業務執行理事を置くことができる。

(役員を選任)

第23条 役員は総会の決議によって選任する。

- 2 当法人は、理事会の決議により、理事の中から代表理事を選定する。
- 3 代表理事のうち、理事長1名、副理事長2名以内を、理事会の決議により選定する。
- 4 当法人は、理事長、副理事長のほか、専務理事2名以内及び常務理事3名以内を置くことができ、理事会において理事の過半数をもって選定する。
- 5 理事長は、当法人を代表し、副理事長は理事長を補佐する。理事長に事故あるときは

その職務を代行し、理事長が欠けたときはその職務を行う。ただし、残存期間が1年以上あるときは、速やかに新たな理事長を選定するものとする。

6 専務理事及び常務理事は、当法人の業務を分担執行する。

7 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

#### (監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### (役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第22条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

#### (役員報酬等)

第27条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、総会の決議によって定める。

#### (取引の制限)

第28条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法

人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第29条 当法人は、法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

2 当法人は、法人法第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、当法人があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

## 第5章 理事会

(構成)

第30条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 理事の選任又は解任
- (5) 理事の報酬等の額

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が招集する。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、その総会において出席した理事の中から選出する。

(決議)

第34条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の決議の省略)

第35条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的方法及び電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。出席した代表理事（代表理事が事故等による支障があるときは出席理事）及び監事がこれに署名又は記名押印し、理事会の日から5年間主たる事務所に備え置くものとする。

(理事会規則)

第37条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

## 第6章 事務局

(設置等)

第38条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 所要の職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第7章 計算

(事業年度)

第39条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から(翌年)3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第40条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事

長が作成し、理事会の決議を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第42条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 当法人は、総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第45条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人に贈与するものとする。

## 第9章 附則



(最初の事業年度)

第46条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成31年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第47条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 荒井 陵  
設立時理事 宇野澤 遼一  
設立時理事 大高 直樹  
設立時理事 小畑 珠江  
設立時理事 兼松 太郎  
設立時理事 菊地 快  
設立時理事 鈴木 宏輔  
設立時理事 永井 啓太  
設立時理事 前田 利恵子  
設立時理事 三浦 将矢  
設立時理事 山田 雄大  
設立時代表理事 荒井 陵  
設立時代表理事 菊地 快  
設立時代表理事 山田 雄大  
設立時監事 込山 栞

(設立時社員の氏名又は名称)

第48条 当法人の設立時社員は、次のとおりとする。

設立時社員 荒井 陵

設立時社員 菊地 快

設立時社員 山田 雄大

(法令の準拠)

第49条 本定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人臨床心理福祉協会あすぴれんとの設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成30年2月15日

設立時社員 荒井 陵

設立時社員 菊地 快

設立時社員 山田 雄大